

国家公安委員会告示第八号

道路交通法（昭和三十三年法律第五号）第八十二条の二第四項の規定に基づき、交通の方法に関する教則（昭和五十三年国家公安委員会告示第三号）の一部を次のように改正したので、告示する。

平成二十四年三月二十一日

国家公安委員会委員長 松原 仁

第10章第3節1(2)を次のように改める。

(2) 車を運転中以外の場合に警戒宣言が発せられたとき

津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

第10章第3節3(1)中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 引き続き車を運転するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意すること。

第10章第3節3(2)を次のように改める。

(2) 車を運転中以外の場合に大地震が発生したとき

ア 津波から避難するためやむを得ない場合を除き、避難のために車を使用しないこと。

イ 津波から避難するためやむを得ず車を使用するときは、道路の損壊、信号機の作動停止、道路上の障害物などに十分注意しながら運転すること。

記 録

126 111126 126 111126 126 111126